

重要

兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

令和 年 月 日

兄弟姉妹を同時に申請する場合
希望順位の高い施設から順に「同時に同じ施設に入所」ができる施設を優先し、利用調整（入所の可否の判定）を行います。

「同時に同じ施設に入所」ができる第3希望の施設に内定

例 1

	第一希望	第二希望	第三希望
兄	○	×	○
弟	×	○	○

➔

	第一希望	第二希望	第三希望
兄			内定
弟			内定

「同時に同じ施設への入所」ができない場合、下記の意向に沿って利用調整（入所の可否の判定）を行いますので、内容をご理解のうえ、「氏名」「生年月日」および設問①、②の点線枠部について、それぞれ回答してください。

	児童①	児童②	児童③
氏 名			
生年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
申請区分	新規 ・ 転園	新規 ・ 転園	新規 ・ 転園

設問①

兄弟姉妹が「別々の施設であれば」同時に入所ができる場合

入所を希望しない

入所を希望する

兄弟姉妹が同時に同じ施設に入所可能な場合のみ内定となります

兄弟姉妹それぞれが、希望順位のとおり**に別々の施設に内定**となります

例 2

	第一希望	第二希望	第三希望
兄	○	×	×
弟	×	○	×

兄が第1希望のみ、弟が第2希望のみ入所可能な場合など

【注意】
原則、希望順位に関わらず、同時に同じ施設への入所を最優先します。（例1参照）同時に同じ施設への入所ができない場合に、設問①の意向に沿って入所決定をします。（例2参照）

設問②

兄弟姉妹のうち「1人だけ」入所ができる場合

入所を希望しない

入所を希望する

入所を希望する児童の指定なし

入所を希望する児童の指定あり

例3

	第一希望	第二希望	第三希望
兄	○	×	○
弟	×	×	×

兄のみが希望施設に入所できる場合など

注意：1人でも入所を希望する場合

- ・育児休業からの復職で入所が決定した場合、1人が入所した月の翌月1日までに就労を開始する必要があります。
- ・就労予定（内定）で入所が決定した場合、1人が入所した当月中に就労を開始する必要があります。
- ・求職活動での入所の場合、1人が入所した3か月以内に就労を開始する必要があります。

※就労証明書をご提出ください。

希望した施設に同時に入所できる場合のみ内定となります。（1人でも不承諾者がいた場合は全員不承諾となります）

入所できない児童の預け先
 1号認定 認可外施設
 その他（ ）

希望順位の通りに1人だけでも内定となります

指定した児童のみ、希望順位の通りに内定となります
 ※指定した児童が入所できない場合は全員不承諾となります

指定する児童氏名	

その他、意向についてご希望がある場合はご相談ください。

保護者氏名： _____